

平成 28 年 2 月 12 日

各 位

会社名 マークラインズ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 酒井 誠
 (証券コード:3901 東証JASDAQ)
 問合せ先 執行役員管理部長 内田正美
 電話番号 03-5785-1381(代)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 28 年 3 月 30 日開催の第 15 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、当該取締役及び監査役が、その期待される役割を十分発揮できるよう、取締役については定款第 30 条の文言の一部、監査役については、定款第 41 条の文言の一部について、それぞれ所要の変更を行うものであります。定款第 30 条の変更に関しては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第 4 章 取締役および取締役会 第12条～第17条 (条文省略) (取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 第12条～第17条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>

<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条～第40条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第31条～第40条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>
--	---

以 上